



川口市成年後見センターについて (中核機関)

社会福祉法人川口市社会福祉協議会
川口市成年後見センター

経緯

【きっかけ】

- ・老人福祉法改正や増加する市長申立て、障害者のサービス利用契約問題等をきっかけに、川口市(長寿支援課、障害福祉課)、川口市社会福祉協議会等で話し合いを始めた。

【平成25年10月～平成26年9月】

- ・成年後見に関する事業検討委員会を立ち上げ、川口市成年後見センターの事業内容、法人後見マニュアルの作成、市民後見人の養成 等について検討

【平成26年10月～】

- ・川口市社会福祉協議会が川口市より委託を受け、川口市成年後見センターを開設

【令和3年4月～】

- ・川口市成年後見センターが中核機関として位置づけられた

職員体制・予算

【職員体制】

- ◎担当職員 常勤職員…4名【専任2名(内1名契約職員)、兼任2名】
- ◎資格 委託要件では、社会福祉士等の資格を持っている職員が1名専従

【予算】

- ◎川口市成年後見センターとして全額委託費

※法人後見について、行政に対し財政面での負担が課題なことを伝え、市民後見人の経験の場及び市民後見人に移行が前提ということで、委託費に含めてもらっている。

協議会

広報
機能

相談
支援

成年後見制度の利用促進

法人
後見

市民
後見人
養成

候補者
調整



広報 機能

- ・パンフレット配布
(行政窓口、関係機関、金融機関)
- ・市民向け講座(年6回)
- ・出前講座(依頼に応じて)
- ・支援者向け基礎研修(年1回)
- ・出張相談会



相談 支援

制度説明

- ・電話、窓口、訪問、同行 等で個別での制度説明。
- ・制度の利用が適当か、一緒に考えます。

申立支援

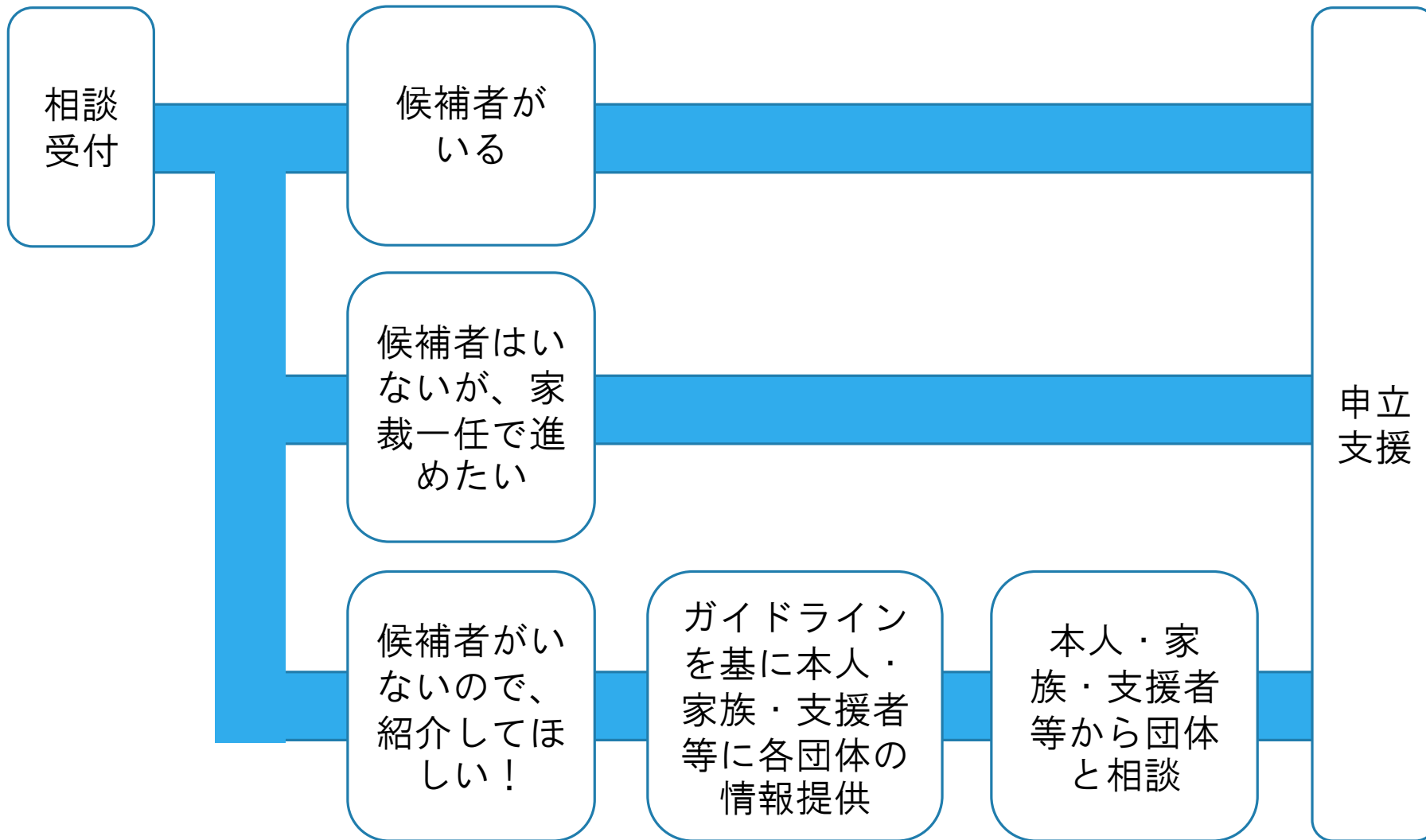
- ・書類作成のアドバイス

後見人等支援

- ・後見人等が活動に困った時の相談や、報告書類作成でのアドバイスをを行います。

親族申立て

候補者調整



養成研修

市民
後見人
養成①


事前
説明会

本研修

厚労省の加キラム
に沿った内容

計6日間

法人後見
支援員と
して委嘱



市民
後見人
養成②

法人後見支援員

- 川口市社協会長により委嘱
- 委嘱期間は2年間
- 活動内容
 - ・法人後見の被後見人に対して、実際に支援を行う
 - ・定例会及びフォローアップ研修等への参加

市民 後見人 養成③



親族又は行政より受任依頼



本人面談や関係者聞き取り



川口市成年後見センター運営委員会での受任に関する審議



申立て（法人後見受任）



法人後見の開始、法人後見支援員の調整



法人後見支援員の単独訪問



川口市成年後見センター運営委員会での市民後見人への移行に関する審議



申立て（辞任、市民後見人推薦、後見監督）



移行

法人 後見

対象 ※市民後見人に移行することを前提で受任している

①川口市内に居住し同市に住民登録等がある者又は川口市内に居住しない者のうち同市から他の市区町村(ただし、川口市に隣接する特別区又は市町村に限る)に所在する住所地特例施設に入所、入居、入院等をし、当該住所地特例施設に住所を変更した者。

②親族、資産及び所得の状況から他に適切な成年後見人、保佐人、または補助人が得られない者

※ただし、多額の資産の管理が必要である者や親族間の遺産相続等法律的な問題を抱え、専門職の後見人等が就任することが適切であると思われる者を除く)

③川口市成年後見センター運営委員会において、法人後見が適当と認められた者



運営 委員会

構成

弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、民生委員児童委員、障害者団体連絡協議会、NPO法人、長寿支援課、障害福祉課、福祉総務課、社協局長(全11名)

頻度・内容

2ヶ月に1回開催

法人後見受任状況報告、新規受任案件について協議、定例会や講座等の実施報告等



協議会

成年後見制度関連機関情報交換会

○対象者

弁護士会、リーガルサポート埼玉、コスモス成年後見サポートセンター、権利擁護センターぱあとなあ埼玉、社労士成年後見センター埼玉、関東信越税理士会、民生委員児童委員協議会、市内地域包括、市内障害者相談支援センター、NPO法人、さいたま家裁、行政 等

○主な内容

- ・成年後見制度に関する情報提供
- ・グループでの情報交換(相談、活動紹介 等)
- ・名刺交換(顔の見える関係づくり)

目指す
もの

繋がる

広める

伝える

住み慣れた地域で支え合いながら、
尊厳をもってその人らしい生活を送れるように

担う

育てる

繋げる

ご清聴ありがとうございました。

